

警 察 署 協 議 会 会 議 録

名 称		大 阪 府 大 正 警 察 署 協 議 会
開催日時		令和6年6月20日（木） 午前10時から 午前11時30分までの間
開催場所		大阪府大正警察署 4階 講堂
出席者	委員	渡邊会長、仲田副会長、吉井委員、飯伏委員、尾崎委員、田口委員 石川委員
	警察	署長、副署長、総務課長、会計課長、生活安全課長、地域課長、刑事課長、 交通課長、警備課長、刑事課長代理（犯罪抑止戦略官）、広聴相談係長
議 事 概 要		1 会長挨拶 皆様おはようございます。 平素は、大正区の安全と治安のために御尽力いただき、誠にありがとうございます。 本日、御参加の委員の皆様もお忙しい中ありがとうございます。 今回も有意義なものになるようにお願いします。 2 署長挨拶 おはようございます。 本日は、公私に亘りお忙しい中、大正警察署協議会定例会議に御出席いただき本当にありがとうございます。 委員の皆様には平素から警察業務に関しまして、御理解と御協力を賜り、この場をお借りしてお礼申し上げます。 本日の会議は、令和6年度第一回目の定例会議となり、これまでの会議と同じように、皆様から大正警察署に対する御意見、御要望等をお聞かせいただきまして、これらの御意見等を今後の業務運営に役立てていきたいと考えておりますので、どうか、忌憚のない御意見をお聞かせいただきますようにお願いします。 今春の異動で、私と総務課長以外の幹部が着任しております。 この後、御挨拶させていただきますが、大正警察署としましては、犯罪や交通事故のない、安心安全なまち、大正を実現するために、署員一同全力で取り組んでいきますので、今年度も引き続き、皆様の御理解と御協力をいただきますように、よろしくお願いします。 3 業務説明等 (1) 生活安全課 人身安全係の発足について (人身安全関連事案の概要、発足理由、令和6年度の大阪府下及び大正警察署管内における人身安全関連事案発生状況等) (2) 地域課 地域課業務内容について (110番受理状況、事案内容、春の安全運動のキャンペーン実施状況、地域住民との共同活動、巡回連絡活動、交番見学会等)

- (3) 刑事課
特殊詐欺の傾向と対策
(特殊詐欺の概要、手口、傾向、被疑者の特徴、対策方法等)
- (4) 交通課
令和6年5月末の交通事故発生状況及び取組状況について
(令和5年度の交通事故発生状況、自転車事故発生状況及び対策、取締り方針、自転車用ヘルメットの着用状況及び着用推進対策等)
- (5) 警備課
外国人雇用啓発月間について
(不法滞在の現状、対策及び企業の雇用状況等)
- (6) 総務課
警察署ホームページについて
(交番だよりへの掲載状況、QRコードの表記等)

4 質疑応答

- (1) 道路標示について

【委員】

大正通りの平尾交差点北側に信用金庫があります。

大正通りを南方向に進む自動車が大正通りの信号が黄色から赤色へと変わる時に左折し薬局と自転車屋前の側道へと車線変更をしてすり抜けていく車が多く見られます。

この道路は、進入禁止道路となっていると思うのですが、自転車屋の店主からも相当数すり抜けて行く車両を見かけると聞いています。

以前は、大正通り沿いの道路上に黄色で左折の矢印の部分に禁止の標示がありましたが、今はすり減って確認できません。

【警察】

委員の方がおっしゃられている場所は、大正通りにある平尾交差点から少し南側になります。薬局と自転車屋前にある側道をすり抜けて行く車が多いという御意見でしたが、こちらの道路の形状については、昔、路面電車が走っていた時の名残があり、現在、その跡地が緑地帯となっています。

見た目、御堂筋の本線と緩速車道の様な形になっています。

こちらの側道について、府警本部交通規制課に確認をしたところ、本線と同じ道路の一部となり、通行可能な道路であることを確認しました。

道路上に、黄色で左折の矢印に禁止の標示がされていますが、道路管理者に確認を取ったところ、側道への通行を禁止する標示ではなく、ここを左折した奥側に西方向への一方通行の道路があり、こちらの逆走を防ぐために表示された左折矢印の標示であることを確認しました。

ただ、交通量が増加したり、こちらの側道が駐車車両により塞がれ見通しが悪くなったりすれば、危険である事には間違いないので、今後は交通取締りの際等に見回りをさせていただきます。

- (2) 安まちメールについて

【委員】

4月中旬に三軒家東地区に「下半身を露出した不審者が出た」とのメールによるお知らせがありましたが、その後の大正区の発生状況等を教えていただけませんか。

【警察】

大正区での公然わいせつ事案の発生状況について説明をさせていただきます。本年は、3件発生していますが、同一人物による連続発生と思われるものではありません。

公然わいせつ事案の罰則については、6か月以下の懲役又は3万円以下の罰金となり軽微ではあるものの、女性、子供への体感治安を著しく

下げています。

そのため、大阪府警の方針も同様ですが、不安を感じさせる犯罪であり、当署においても看過することなく、引き続き検挙活動、防犯カメラ精査を詳細に行っていきます。

この種の性犯罪は、捕まるまで連続発生してしまう傾向があるので、地域課による警戒活動の強化と鋭意捜査を行っていきます。

断片的な情報であっても、匿名でも構いませんので情報があればよろしくお願いします。

(3) 交通取締りについて

【委員】

相変わらず、自転車の信号無視が多いように思います。

特に、夜間に多く、夜間の国道43号線の高架下は誰も守っていません。今後も、取締りの強化をお願いします。

【警察】

この質問以外にも、夜間の国道43号線の高架下では、自転車が信号を守っていないので取締りを強化してほしいとの御意見をいただいています。

この御意見につきましては、前回の3月にも同様の御意見をいただき、現在も、夜間取締りを国道43号線の側道下を重点的に行っています。

大正警察署では、自転車の交通違反の取締りに力を入れており、引き続き地道に活動を行いながら、交通安全教室や各種キャンペーンを繰り返し行い、自転車の交通マナー向上を目指して取り組んでいます。

(4) 交通取締りについて

【委員】

イオン大阪ドームシティ方面から来た自動車が岩松橋を渡った後、千日前通りを通過し、ラーメン店と大正橋公園の間の三軒屋浜筋線に入る車両を見かけます。

道路交通法違反ではないのでしょうか。

【警察】

手前の大正橋交差点を通過して、ドームの方向から南下してきた車両が、交差点を横断し三軒家浜筋線の脇道に入る状況のことをおっしゃられていると思われます。

この通行方法について府警本部交通指導課に確認したところ、道路交通法違反であり取締りは可能との回答でした。

ただし、交通違反として取り締まるには、警察官の現認が必要となりますので、この大正橋には、朝の交通量の多い時間帯に、警察官が立番をして警戒に当たっています。

今後は、こちらの方にも警戒の目を向け交通違反の取締りが出来たらと思っています。

今回の御質問が、交通違反であることを地域課とも情報共有して、朝だけでなく管内のパトロールの際、取締りができたらよいと考えています。

(5) 交通取締りについて

【委員】

大正駅前の三軒家東1丁目の住宅道路を通り抜けて、三軒家東にあるイクタ商店街の三差路を左折し、三軒家浜筋線を北進して逆走している車があります。

三差路に一方通行標識が無いためだと思います。

特に、オリックスの試合やライブがある時に多いと思われます。

【警察】

御質問いただいている内容については、先ほどと同じく、大正橋の交差点の近くにある住宅道路であり、一方通行の道路標識が無いため車が

逆走しています。

特に、オリックスの試合やライブがある時に多いと思われますとの御意見について、この住宅道路の突き当たった先が、三差路となり右左折に別れているのですが、ここを左折し北進すると、逆走になります。

その原因が一方通行禁止の標識が無いためだと思われます。

現場に警察官を派遣し確認したところ、住宅道路を通過して住宅街から出る際、突き当りの手前の左側路上上方部に、右折の一方通行標識があるのを確認できました。

遠くから見ても視認できる高さに設置されていますので、設置に関して、視認状況等を含めても標識に問題はないと思われます。

また、左折し、逆行した先を確認したところ、おそらく、大通りに出るため、あまり道を知らない方が標識に気が付かずに通っているのではないかと思います。

御質問にも、ドームでの試合やライブの時に多いと伺っておりますので、普段、ここを通行しない方が、気づかずに通っているのではないかと思います。

ですが、逆走は危険である事には違いありませんので、分かりやすく何か、他に方法は無いかを道路管理者に相談して対応していきたいと思っています。

(6) 警戒要望について

【委員】

妻や子供が、不審車両を大正区内で見かけました。

内容については、夕方から午後8時にかけて、白いセダンでナンバーが字光式でしたが文字は不明となります。大正通を北方向へ左右へと蛇行運転した後に、走り去っていったとの事ですので、警戒をお願いします。

【警察】

不審車両の件ですが、委員の方よりお聞きした時間帯や周辺をパトカー等でパトロールしました。

念のため、朝晩の時間帯に類似の不審車両を捜索しましたが、現時点において、不審車両や危険運転をしている車両の発見には至っておりません。

今後も、パトロールを続けていきたいと思っています。

(7) 交通安全活動について

【委員】

4月28日に泉尾北小学校で開催された「いずきたカーニバル」で、大正警察署の協力のもと、パトカー、白バイを展示していただいた上、自転車の交通ルールについても講義していただく等、交通安全に関する啓発活動を実施してもらいました。

パトカー、白バイに乗って写真撮影を行う等、大人も子供も笑顔で一杯でした。きっと地域の方々の交通安全に対する意識も高まったと思います。

【警察】

御意見にあったとおり、4月28日に泉尾北小学校において開催されました「いずきたカーニバル」におきまして、パトカー、白バイの展示をさせていただきました。

パトカーや白バイはいつも人気で、皆様が笑顔で写真撮影をしているのを見てるととても嬉しく思います。

また、今回、当署交通課より警察官を派遣し、交通安全指導の講師をさせていただきましたが、皆様が真剣に聞いてくださっていたと伺い、講師をする側の人間としまでも非常にうれしく思っています。

今後も、こういった活動を地道に続け、警察を身近に感じていただきまして交通安全に対する意識を高めていただくようにと思っています。

(8) 自転車の通行方法について

【委員】

見守り活動の際、信号付近で立っているのですが、歩車分離式信号の理解をされていない方が多いのではないかと感じています。

【警察】

見守り活動の際、歩車分離の信号を理解されていない方が多いのではないかと御意見ですが、まず、見守り活動をされている方が、自転車交通ルールを理解されていない、誤った誘導をされている可能性もあるのではないかと思います。

自転車に乗っている方の交差点の渡り方について簡単に説明させていただきます。

自転車が車道を走行している時、見るべき信号は、正面の車両用の信号機となります。

車両用の信号機の青色に従い、真っ直ぐ通行するのが正しい通行方法となります。

次に、自転車が歩道を通行している時、見るべき信号は、正面の人型歩行者信号機となります。

歩行者用の信号機の青色に従い、自転車横断帯又は横断歩道を走行するのが正しい通行方法となります。

次に、自転車歩行者用と白色の補助版がついている歩行者用信号機が正面にある場合、歩道を走行している自転車は補助版がある歩行者用の信号機の青色に従い横断帯または横断歩道を走行するのが正しい通行方法となります。

そして、車道を走行している自転車にありましても、補助版のある歩行者用信号機の青色に従い、自転車横断帯または横断歩道を走行しなければならないというルールとなっています。

つまり、歩車分離式信号機にあっても、自転車、歩行者用専用補助版がある歩行者用信号機があれば、自転車はその信号機の表示に従わなければならないということになります。

今回、簡単に説明させていただきましたが、今後、一緒に見守り活動をされている方に、御教示をしていただけたら助かりますし、警察も、地元住民に対する交通安全講習等を通じて見守り活動をしている方に対し直接御説明をできればと思います。

(9) 管内居住の外国人について

【委員】

大正区に住む外国人の方が目立ちますが、どちらの国の方が何人くらい分かるのでしょうか。

学生さん、お仕事の割合とかは分かるのでしょうか。

【警察】

大正区内の外国人の居住状況については、本年4月1日現在の数字ですが、47ヵ国2,203人の外国人の方が居住されています。

人数の多い国を申し上げますと、1位がベトナム638人、2位が中国468人、3位が韓国及び朝鮮446人、4位がネパール139人となっています。

大正区居住の外国籍の方の学生や社会人の割合についてですが、統計上の発表はないため、把握はできていません。

参考ですが、大正区には日本語学校が1校、外国人を対象にした専門学校が2校あります。

また、大正区にはベトナム人やインドネシア人を技能実習生として受け入れている企業が複数あるほか、外国人を正社員として入社させている企業もいくつもあるので、大正区内でも外国人を見ることが多いと思います。